

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 大臣官房に置かれる参事官の定数を改めること。  
(第二十一条関係)

第二 住宅局総務課、住宅政策課及び建築指導課の所掌事務を変更すること。

(第百十五条、第百十六条及び第百二十条関係)

第三 鉄道局都市鉄道政策課の所掌事務を変更すること。  
(第百二十五条関係)

第四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 この政令は、平成三十一年四月一日から施行すること。  
(附則関係)